平成２９年（フ）第７８号
相模原市南区相模大野９丁目19番22号正栄コーポ106
債務者　大方　　力
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第８６号
相模原市南区磯部1511番地１シャルマン小山Ⅱ202
債務者　広瀬　　勝
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第８８号
神奈川県座間市入谷５丁目2520番地の20
債務者　劔持　大貴
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第８９号
神奈川県座間市入谷５丁目2520番地の20
債務者　小池由美子（旧姓轟）
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第６号
新潟県佐渡市八幡町41番地２
債務者　高木　洋子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成２９年（フ）第３０７号
京都府京田辺市田辺稲葉69番地13
債務者　山田　紗代（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６号
堺市南区檜尾179番地10
債務者　大倉　　登
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
群馬県館林市足次町167番地の１　足次町第１住宅―11
債務者　飯塚　恵実
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３１号
群馬県邑楽郡板倉町泉野１丁目４番地の21
債務者　宮野　理枝
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１４号
新潟県新発田市東新町４丁目２番21号　メゾン・アベニールＢ102
債務者　新田　正幸
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第２８０号
大阪市城東区成育１丁目８番23号　Ｆｌｏｗｅｒｓ・花401
債務者　下村　雅彦
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４６号
大阪市東淀川区豊里７丁目11番19―605号
債務者　金井田恭仁子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８８号
大阪市大正区泉尾１丁目19番30号　グリーンコーポ大正　305号、前住所大阪市大正区小林西１―10―23―301
債務者　笹木さとみ
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２４号
大阪市西成区玉出西２丁目12番11号　チェリーハイツ　405号
債務者　田中　宏美
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６１号
大阪市西成区南津守２丁目４番１―806号、前住所福井県小浜市小浜神田15番地の１
債務者　木村　佳久（旧姓新田）
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６２０号
大阪府高槻市松が丘３丁目１番９号
債務者　中山　卓思
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９９５号
大阪府寝屋川市萱島東２丁目16番12号（202号）
債務者　タナカビケンこと　田中　正春
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部